

山梨県山・陸砂利採取計画認可事務取扱要綱

昭和54年 3月 9日 商第3 - 20号
(一部改正)平成 6年 3月31日 森保第3 - 34号
(一部改正)平成14年 6月28日 森整7第6 - 7号
(一部改正)平成20年 3月17日 森整第1939号

(目的)

第1条 この要綱は、砂利採取法(昭和43年法律第74号、以下「法」という。)、砂利採取法施行令(昭和43年政令第241号、以下「政令」という。)及び砂利の採取計画等に関する規則(昭和43年通商産業省、建設省令第1号、以下「規則」という。)の施行に関し、河川区域等(法第16条に規定する河川区域等をいう、以下同じ。)以外において行う砂利採取計画の認可に関する取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

(認可の対象)

第2条 法第16条の規定による採取計画の認可を受けることができる砂利採取業者の範囲は次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 原則として、砂利の採取に関し自主保安の確立を目的として設立された砂利採取業者の法人化された団体又はその構成員で災害等の防止計画が完全であるとともに跡地整理(埋戻し、緑化修景を含む、以下同じ。)等に関し当該団体の連帯保証を受けている者。
- (2) 砂利の採取業務を開始するにあたり、災害等の防止計画が完全であるとともに跡地整理等の能力を有する者であり、かつ、保証能力が十分であると認められる県内砂利採取業者又は県発注工事の入札参加資格を有する県内建設業者で知事が適当と認めた者2名の連帯保証を受けている者。
- (3) 砂利採取の目的、用途等からみて、前二号の規定により難しいと認められる者については、災害等の防止計画が完全であるとともに跡地整理等の能力を有し、かつ、これらの保証が担保されている者で、知事が適当と認めた者。

(認可申請書及び添付書類)

第3条 法第18条第1項の規定により提出する申請書は、様式1号により作成するものとする。

2 規則第3条第2項及び第4条第2項の規定により、申請書に添付すべき図面及び書類は次のとおりとし、様式2号により一覧表にまとめるものとする。

(1) 位置図

砂利採取場(洗浄施設の場合を含む、以下「採取場」という。)及び埋土の所在位置を示す地図は、縮尺5万分の1とし、それぞれの位置及び運搬経路を朱記すること。

(2) 見取図

ア 採取場及び周辺の状況を示す見取図は、採取計画区域を朱線で囲み、除去した表土等のたい積場所、保安距離、災害防止施設、水切り場及び運搬経路等を記載するものとし、洗浄施設の場合にあっては、機械、沈殿池又は汚濁水処理施設等の配置状況を明示すること。

イ 産業廃棄物中間処分場が併設されている場合は、その設置場所を明示すること。

ウ 周辺の状況については、人家及び公共施設を明らかにし、採取場からの距離をそれぞれ記入すること。

(3) 実測平面図

ア 採取場の実測平面図は、縮尺500分の1から1,000分の1とし、縦断測量の測点と水準杭の位置及び高さを記入すること。

イ 継続して認可を受けようとする採取場にあっては、その経緯を明確に図示すること。

ウ 採取場が他の土地と隣接するときは、それぞれの境界を明示すること。

(4) 実測縦横断面図

ア 実測縦横断面図は、縮尺100分の1から1,000分の1とし、形状に応じて作図すること。

イ 洗浄施設の場合は、洗浄工程図及び構造図を添付すること。

(5) 登録を証する書面

規則第3条第2項第5号に定める法第3条の登録を受けている書面は、通商産業局長又は都道府県知事の登録済通知書の写しとする。

(6) 監督計画等

規則第3条第2項第6号に定める事務所の所在地及び採取場に関する業務主任者の監督計画は、様式4号に基づき作成するものとする。

(7) 採取地に関する権原を証する書面

規則第3条第2項第7号に基づく申請者が当該土地において砂利採取を行う権原を有すること又は権原を取得する見込みが確実であることを証する書面は次のものとし、様式3号により筆別明細書を作成するものとする。

ア 自己の所有する土地である場合は、当該土地に係る登記簿謄本、ただし、相続又は売買等により取得し、所有権移転登記が未了の場合は当該土地を取得したことが確実であることを証する書面及び登記簿の謄本。

イ 他人の土地であるときは、当該土地において砂利採取を行う旨を内容とした土地所有権者、その他土地に関し第三者に対抗する権利を有する者等と申請者の間に締結した契約書又は同意書等の写し及び登記簿謄本。

なお、土地の所有者が二人以上で、契約の締結にあたり代表者が契約を行っている場合は、それぞれの土地所有権者が、当該土地の契約に関して一切の権限を代表者に委任したことを証する書面を付するものとする。

(8) 関係法令の処分に関する書面

規則第3条第2項第8号による砂利採取に係る行為に関し、他の行政庁の処分を受けていることを示す書面又は受ける見込みに関する書面は、次のものとする。

ア 処分を受けていることを示す書面は、許可、認可その他の処分を行った行政庁が発行した証明書又は許可書等の写し。

イ 処分を受ける見込みに関する書面は、当該処分に関して行政庁に提出した申請書の写し。

(9) 埋土の確保に関する書面

規則第3条第2項第9号による埋戻しのための土砂等が確保されていること、又は確保する見込みが確実であることを示す書面は、次のものとし、様式3号により筆別明細書を作成すること。

ア 自己の土地において、埋土の一部又は全部を確保しているときは、採取可能な埋戻し用土量計算書と当該土地の所有権を証する書面。

イ 他人の土地において、埋土の一部若しくは全部を確保しているとき又は確保する見込みであるときは、当該土地の所有権者と申請者において締結した契約書の写し及び当該土地の登記簿謄本並びに採取可能な土量計算書。

ウ 埋戻しのための土砂を購入又は無料で譲り受けるときは、その所有権者と申請者において締結した売買契約書等の写し。

(10) 運搬計画に関する書面

規則第3条第2項第10号による砂利の運搬に関する方法及び経路を示す書面は、第1項に定める採取計画の様式において定めるところによるものとする。

(11) その他の参考図面又は書面

規則第3条第2項第11号による添付すべき図面又は書面は、次のとおりとする。

ア 新たに砂利採取の認可を申請する場合は、砂利の賦存状況について調査した書面。

イ 砂利及び埋土の運搬において、国道又は県道に至るまで、私人の管理する道路（土地改良区等を含む。）を通行する場合には、当該道路を管理する者の許可証、同意書又は承諾書の写し。

ウ 採取場に隣接する土地の所有権者及び使用者の境界確認書（様式5号）。

エ 公図の写しには採取計画区域を朱線で囲み、各地番ごとに所有権者名、地目を、また隣接地については、地番、所有権者名、使用者名、地目等を明示すること。

オ 採取場から50m以内にある教育施設、社会福祉施設及び医療施設の長の同意書。

カ 第2条第1号に該当する砂利採取業者にあつては、当該団体の連帯保証書（様式6号）。

キ 第2条第2号に該当する砂利採取業者にあつては、過去3年間の決算書又は青色申告書等過去3年間の経営状況が確認できる書面及び保証能力が十分であると認められる県内砂利採取業者又は県発注工事の入札参加資格を有する県内建設業者で知事が適当と認めた者2名の連帯保証書（様式7号）。

ク 第2条第3号に該当する砂利採取業者にあつては、災害等の防止計画及び跡地整理等の保証が担保されていることを証する書面。

ケ 砂利採取工程表（様式8号）。

コ 砂利採取業務主任者を継続して雇用していることを立証できるいずれか一つの

書面。

(ア) 所得税の源泉徴収票の写し

(イ) 労災保険掛金台帳の写し

(ウ) 従業員のため事業主が契約している保険証書の写し

(エ) その他の証明書(事業主が証明した書面を除く。)

サ その他知事が必要と認めたもの。

(変更認可の申請)

第4条 認可採取計画に変更を生じ、変更をしようとするとき、又は法第22条の規定により変更命令を受けたときは、法第20条の規定により変更の届出又は変更の認可を受けなければならない。

2 前項の規定による変更認可申請書に添付すべき書類については前条を準用する。

(申請書の提出部数)

第5条 法第18条又は法第20条の規定により、知事に提出する申請書は正本1通及び写し2通とする。

ただし、採取場が2以上の市町村にまたがるときは、正本1通及び当該採取場の所在する市町村の数に1通を加えた数の写しとする。

2 法第20条第3項の規定による氏名等変更の届出書、法第24条の規定による砂利採取廃止届出書の提出部数は、正本1通、副本1通とする。

(認可基準)

第6条 法第19条の規定及び砂利採取計画認可準則のほか河川区域等以外における砂利の採取計画の認可に関する基準は次のとおりとする。

(1) 認可の区分

砂利の採取計画は、砂利の採取と洗浄業務を行う洗浄選別の施設(以下「洗浄施設」という。)に区分して認可する。

(2) 採取面積

採取面積は、地目の如何を問わず、埋戻し、残壁の形状変更に伴う災害を未然に防止するため1件に対する認可面積は、原則として1ha以内とする。

(3) 埋戻しの状況

砂利採取を引き続き行う者は、原則として、現に認可を受けている採取地の埋戻しが採取計画どおり実施されているものでなければならない。

(4) 採取期間

認可する採取の期間は、次のとおりとする。

ア 採取場における原石の採取は、採取後の埋戻し、復元残壁緑化作業を含めて採取業務とみなし、形状の変化と業務の実態を把握するため、原則として1年以内とする。

イ 洗浄施設における洗浄業務は、3年以内とする。

(5) 保安距離

隣接地、公共物件、家屋等の隣接物件からは、その崩落を防止するため一定の距離を次のとおり隔て掘削を行うものとする。

ただし、他法令で本条に定める距離以上を定めている場合はその定めとする。

ア 隣接地との間に有していなければならない保安距離は原則として2 m以上とする。

イ 宅地は5 m以上とする。

ウ 農道、林道、法定外公共物（道路、水路）は3 m以上、縣市町村道は7 m以上、国道、橋梁、堤防、鉄道、鉄塔等は10 m以上とする。

エ その他必要と認めた物については、その都度知事が定めるものとする。

（6）掘削深

掘削深は、採取跡の埋戻しの必要性及び災害防止の見地から原則として5 m以下とする。

ただし、知事が災害防止上支障がないと認め、防護柵等の施設が設置してあるものは7 mとする。

（7）掘削勾配

ア 陸砂利採取の掘削は、保安距離をとったうえ、次の表による安定勾配で行うものとする。

ただし、崩壊した場合において掘削箇所と隣接地との間に保安距離が保たれると認められるときは、安定勾配より急な勾配で掘削することができる。

種類	垂直1 mに対する水平距離
砂	1 . 5 m
堅くしまった砂利	1 . 0 m
堅くしまっていない砂利	1 . 2 m

イ 山砂利採取の掘削及び最終法面は、次のとおりとする。

勾配は、アの勾配とし、垂直10 mごとに3 m以上の平場を設けるものとする。

ただし、他法令により本条に定める基準以下の緩勾配で残壁の高さ、階段の幅を定めている場合はその定めによる。

（8）採取跡地の措置

砂利採取後の地形の変化による保水力低下、湧水等に伴う流水の増加を考慮し、採取跡地に排水施設を設置するとともに、適切な跡地利用計画をたて、山砂利採取後の最終法面については、草木の植栽による緑化を行うこと。

附 則

1 この要綱は、昭和54年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行前に採取計画の認可を受けているものまたは認可申請書の提出があったものについては、当該採取計画の認可期間が満了するまでなお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成6年3月31日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成14年6月28日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年3月17日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に採取計画の認可を受けているもの又は認可申請書の提出があったものについては、当該採取計画の認可期間が満了するまでは、なお従前の例による。

山梨県山・陸砂利採取計画認可事務取扱要綱の基本方針

	昭和54年	3月	9日	商第3-20号
(一部改正)	平成6年	3月	31日	森保第3-34号
(一部改正)	平成14年	6月	28日	森整7第6-7号
(一部改正)	平成20年	3月	17日	森整第1939号

第2条(認可の対象)関係

- 1 第1号中の「砂利採取業の法人化された団体」とは、現在のところ次の団体をいう。
 - (1) 山梨県砂利協同組合
 - (2) 身延砂利協同組合
 - (3) 富士川中流砂利協同組合
 - (4) 早川砂利協同組合
- 2 第1号、第2号及び第3号の「災害の防止計画」とは、採取前、採取中、採取後の災害未然防止計画(土留、築堤、防護柵等の設置計画)をいい、台風、集中豪雨等の災害防止も含むものとする。
- 3 第2号中の「保証能力が十分であると認められる県内砂利採取業者」とは、その採取規模、過去の実績により勘案するとともに第2条第1号に該当する団体の構成員で、次の者をいうものとする。
 - (1) 県内に本社を持つ砂利採取業者
 - (2) 県外に本社を持つが県内に砂利採取場を有している砂利採取業者
- 4 第2号中の「県発注工事の入札参加資格を有する県内建設業者で知事が適当と認めた者」とは、現に建設業法第3条第1項第2号で規定する土木工事業に係る特定建設業の許可を受け、当該保証に係る採取計画の認可申請の日前3年以上継続して特定建設業(土木工事に係るもの)を営んだ実績を有し、県発注工事の入札参加資格を有する県内建設業者で、格付Aの者。
- 5 第3号中の「知事が適当と認めた者」とは、申請者の事業能力を勘案するとともに災害等の防止計画及び跡地整理等の保証につき第1号及び第2号と同等以上の担保がなされている者であること。

第3条(認可申請書及び添付書類)関係

- 1 第11号イの境界確認書は、第6条第5号ウに掲げる公共物件等のうち、同意にあたり境界が確認されている場合、又は他法令の認可に基づき、既に境界が確認されている場合は、必要のないものとする。
- 2 第11号イ中の「砂利採取場に隣接する」とは、当該採取計画に係る掘削区域、新增設する搬出路その他の施設(土地の形状を変更するもの)の敷地に隣接する場合をいうものとする。

第6条（認可基準）関係

- 1 第3号中の「埋戻しが採取計画どおり」とは、第3条第11号クの砂利採取工程表を基に現地調査し確認するものとする。

附 則

一部改正 平成 6年 3月31日

一部改正 平成14年 6月28日

この基本方針の変更による施行日前、第2条関係（1）アにより市町村長が行った預託契約についてはなお従前の例による。

一部改正 平成20年 3月17日

この基本方針の施行前に採取計画の認可を受けているもの又は認可申請書の提出があったものについては、当該採取計画の認可期間が満了するまでは、なお従前の例による。